

2023年7月25日

お客さま各位

稚内信用金庫

「デビットカード取引規定」改定のお知らせ

キャッシュアウトサービスの追加に伴い、「デビットカード取引規定」を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 追加サービスの内容

キャッシュアウトサービス

※ キャッシュアウトサービスとは、キャッシュアウトサービスに対応する加盟店のレジ等で現金を引き出しすることができるサービスです。従来の J-Debit の利用と同様にお手持ちのキャッシュカードで、キャッシュアウト加盟店に設置されている端末でカードを読み取り、暗証番号を入力する方法でご利用いただけます。

2. 「デビットカード取引規定」改定内容

下記「デビットカード取引規定」新旧対照表をご覧ください。

3. 改定日

2023年8月1日（火）

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。



「デビットカード取引規定」新旧対照表

下線部分が改定箇所

(改定後)	(改定前)
<p><u>第1章 デビットカード取引</u></p> <p>1. 適用範囲</p> <p>次の各号のうち<u>の</u>いずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫が稚内しんきんカード規定および稚内しんきん法人カード規定（以下「カード規定」といいます。）にもとづき発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。))を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、<u>この章</u>の規定により取扱います。</p> <p>① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫が稚内しんきんカード規定および稚内しんきん法人カード規定（以下「カード規定」といいます。）にもとづき発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。))を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、<u>この</u>規定により取扱います。</p> <p>① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、</p>

(改定後)	(改定前)
<p>規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>2. 利用方法等</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</p> <p>(2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。</p> <p>(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合</p> <p>② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</p> <p>③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合</p> <p>(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>① 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当金庫が定めた範囲を超える場合</p> <p>② 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</p> <p>③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合</p> <p>(5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p>	<p>規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>2. 利用方法等</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</p> <p>(2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。</p> <p>(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合</p> <p>② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</p> <p>③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合</p> <p>(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>① 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当金庫が定めた範囲を超える場合</p> <p>② 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</p> <p>③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合</p> <p>(5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p>

(改定後)	(改定前)
<p>3. (省略)</p> <p>4. 預金の復元等</p> <p>(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の<u>支払い</u>を請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。</p> <p>(第4章へ移設)</p>	<p>3. (省略)</p> <p>4. 預金の復元等</p> <p>(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の<u>支払</u>を請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、<u>本条</u>第1項から前項に準じて取扱うものとします。</p> <p><u>5. デビットカード取引の機能を停止する場合</u></p> <p><u>(1) デビットカード取引の機能を停止するときは、当金庫所定の方法により停止の手続きを行ってください。当金庫はこの申出を受けたときは、直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当金庫はいつでも、事前に通知することなくデビットカード取引の機能を停止することができます。</u></p> <p><u>① 預金口座が解約されたとき</u></p> <p><u>② 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき</u></p> <p><u>③ その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事</u></p>

(改定後)	(改定前)
<p data-bbox="125 309 434 384"><u>5. カード規定の読替</u> (第4章へ移設)</p> <p data-bbox="145 432 1126 884">カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第9条中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第10条中および同規定第11条中「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p data-bbox="125 975 555 1011"><u>第2章 キャッシュアウト取引</u></p> <p data-bbox="125 1059 311 1096"><u>1. 適用範囲</u></p> <p data-bbox="145 1099 1126 1469"><u>次の各号のうちのいずれかの者（以下「C0加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「C0デビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</u></p>	<p data-bbox="1227 225 1570 261"><u>由が生じたと認めるとき</u></p> <p data-bbox="1144 309 1361 346"><u>6. 規定の準用</u></p> <p data-bbox="1160 351 2152 426"><u>(1) この規定の定めのない事項についてカード規定に定めがある場合には、カード規定により取扱います。</u></p> <p data-bbox="1160 432 2152 927"><u>(2) カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第9条「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第10条中および同規定第11条中「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</u></p> <p data-bbox="1285 1182 1375 1219">(新設)</p>

(改定後)	(改定前)
<p>① <u>機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にC0直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のC0直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「C0直接加盟店」といいます。）であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当金庫が承諾したもの</u></p> <p>② <u>規約を承認のうえ、C0直接加盟店と規約所定のC0間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当金庫が承諾したもの</u></p> <p>③ <u>規約を承認のうえ機構にC0任意組合として登録され加盟店銀行とC0直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該C0加盟店におけるC0デビット取引を当金庫が承諾したもの</u></p> <p>2. <u>利用方法等</u></p> <p>(1) <u>カードをC0デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはC0加盟店にカードを引き渡したうえC0加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（C0加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。</u></p> <p>(2) <u>次の場合には、C0デビット取引を行うことはできません。</u></p> <p>① <u>停電、故障等により端末機による取扱いができない場合</u></p> <p>② <u>1回あたりのカードの利用金額が、C0加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</u></p> <p>(3) <u>次の場合には、カードをC0デビット取引に利用することはできません。</u></p> <p>① <u>当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</u></p> <p>② <u>1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合</u></p>	<p>(新設)</p>

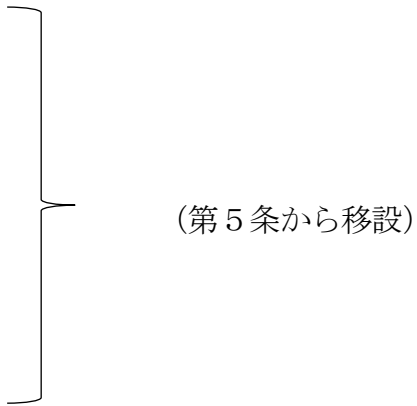
(改定後)	(改定前)
<p><u>③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合</u></p> <p><u>④ その C0 加盟店において C0 デビット取引に用いることを当金庫が認めていないカードの提示を受けた場合</u></p> <p><u>⑤ C0 デビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合</u></p> <p><u>(4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、C0 加盟店が C0 デビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、C0 デビット取引を行うことはできません。</u></p> <p><u>(5) C0 加盟店において C0 加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、C0 加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。</u></p> <p><u>(6) 当金庫が C0 デビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、C0 デビット取引を行うことはできません。</u></p> <p><u>(7) C0 加盟店によって、C0 デビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。</u></p> <p><u>3. C0 デビット取引契約等</u></p> <p><u>(1) 前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「C0 デビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項により C0 デビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>① 当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>② C0 加盟店銀行、C0 直接加盟店または C0 任意組合その他の機構所</u></p>	<p>(新設)</p>

(改定後)	(改定前)
<p><u>定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して C0 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他对価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p><u>4. 預金の復元等</u></p> <p><u>(1) C0 デビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、C0 デビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて C0 デビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、C0 加盟店以外の第三者（C0 加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。</u></p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、C0 デビット取引を行なった C0 加盟店にカードおよび C0 加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を C0 加盟店経由で請求し、C0 加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文を C0 デビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。C0 加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは C0 加盟店にカードを引き渡したうえ C0 加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、C0 デビ</u></p>	<p>(新設)</p>

(改定後)	(改定前)
<p><u>ット取引契約の解消は、1回のC0デビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません(売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるC0デビット取引契約を解消することもできません)。</u></p> <p><u>(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、C0加盟店との間で解決してください。</u></p> <p><u>(4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびC0デビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、C0加盟店との間で精算をしてください。</u></p> <p><u>(5) C0デビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためC0デビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。</u></p> <p><u>5. C0デビット取引に係る情報の提供</u> <u>C0加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、C0デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、C0デビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、C0デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。</u></p> <p><u>6. カード規定の読替</u> <u>カードをC0デビット取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込および</u></p>	<p>(新設)</p>

(改定後)	(改定前)
<p><u>C0 デビット取引」と、「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼および C0 デビット取引をする場合」と、同規定第 8 条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「C0 デビット取引をした場合」と、同規定第 9 条中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第 10 条中および同規定第 11 条中「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第 14 条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>第 3 章 公金納付</u></p> <p><u>1. (適用範囲)</u></p> <p><u>利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第 1 号においては規約所定の加盟機関銀行が、第 2 号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第 2 号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</u></p> <p><u>(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定め</u></p>	<p>(新設)</p>

(改定後)	(改定前)
<p><u>基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p><u>(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p> <p><u>2. カード規定の読替</u></p> <p><u>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</u></p> <p><u>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第4章 規定の準用等</u></p> <p><u>1. 規定の準用</u></p> <p><u>この規定の定めのない事項についてカード規定に定めがある場合には、カード規定により取扱います。</u></p> <p><u>2. デビットカード取引の機能を停止する場合</u></p> <p><u>(1) デビットカード取引の機能を停止するときは、当金庫所定の方法により停止の手続きを行ってください。当金庫はこの申出を受けたとき</u></p>	<p>(第6条から移設)</p> <p>(第5条から移設)</p>

(改定後)	(改定前)
<p><u>は、直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当金庫はいつでも、事前に通知することなくデビットカード取引の機能を停止することができます。</u></p> <p><u>① 預金口座が解約されたとき</u></p> <p><u>② 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき</u></p> <p><u>③ その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき</u></p> <p><u>3. 規定の変更</u></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしてします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2023年8月1日</u>改正</p>	<div style="text-align: center;">  <p>(第5条から移設)</p> </div> <p><u>7. 規定の変更等</u></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしてします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月1日</u>改正</p>